

始良市衛生協会ごみ減量対策助成金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、ごみ減量運動の一環として、家庭生ごみの自家処理を促進し、かつ資源物のリサイクルを推進するため、生ごみ減量機器又は分別ごみ容器(以下「機器」という。)を設置並びに購入する者に対し、ごみ減量対策助成金(以下「助成金」という。)を交付し、家庭から排出される生ごみ及びごみの分別減量化と、ごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「生ごみ減量機器」とは、生ごみを安全かつ衛生的に減量化し、又は堆肥化する機器をいう。また「分別ごみ容器」とは、缶・びん等の資源物を分別収納する容器をいう。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。若し各号のいずれかに違反した場合は助成金の返還をしなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 市内に販売店等から購入した新規機器を設置すること。
ただし、販売店等とは家電製品取扱店および各メーカーのインターネット販売をい、個人およびリサイクルショップでの売買は含まない。
- (3) 申請を行う際は、領収書並びに保証登録証(いずれも原本)を提示すること。
- (4) 前号に定めることについて、販売店等に改ざんを求めないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、機器1基につき購入価格の2分の1以内とし、生ごみ減量機器電気式にあっては別表1のとおりとする。その他の機器については1回の購入につき、5基を限度とする。

- 2 助成は1世帯(同居世帯については1世帯とみなす。)につき、次のとおりとする。
- (1) 生ごみ減量機器電気式 1基(補助金の交付決定を受けて6年間は再申請できない)
 - (2) その他の生ごみ減量機器 当該年度において理事会で決定する。
 - (3) 分別ごみ容器 一体型、連結式を含め当該年度において理事会で決定する。

(助成金の交付申請等)

第5条 助成金を受けようとする者は、次の各号に定める申請期限までに申請書様式第1号(第5条関係)を始良市衛生協会長(以下「協会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 第1期(4月1日から6月30日まで) 申請期限 7月 5日
- (2) 第2期(7月1日から9月30日まで) 申請期限 10月 5日
- (3) 第3期(10月1日から12月31日まで) 申請期限 1月 5日
- (4) 第4期(1月1日から3月31日まで) 申請期限 3月31日

2 機器の斡旋方法については、当該年度において理事会で決定するものとする。

(助成金の交付決定及び交付)

第6条 会長は前条の申請を受理したときは内容を審査し、その結果適当と認めるときは確定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還)

第7条 会長は前条の助成金の交付を受けた者が次の各号に該当すると認められた場合は、助成金の交付決定を取り消し、またはすでに交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金交付申請書等その他の関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他会長の指示に違反する行為があると認めたとき。

(販売店の責務)

第8条 販売店は次に掲げる責務を負い、各項のいずれかに違反した場合は、助成金対象の販売店の資格を失う。

- (1) 販売店は、本事業年度始め又は協会長が指示した場合は、販売価格を記した申請書様式第2号(第8条関係)とパンフレットを協会長に提出しなければならない。ただし、年度途中の新規販売店又は販売しようとする追加機種については、その都度届け出るものとする。
- (2) 領収書並びに保証登録証の改ざんは絶対にしないこと。
- (3) 前号等の不正の行為により協会に損害を与えたときは、その事実を協会が調査し、その事実が認められた時は、損害賠償を販売店に求めることについて意義は唱えないものとする。

(帳簿等) 第9条 この事業には下記の帳簿

を備える。

- (1) 現金出納簿
- (2) 歳入歳出整理簿
- (3) 物品受払い簿

(事業年度) 第10条 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年6月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。